

第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月16日(月) 16時30分～19時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、松岡委員

使用者代表委員 西本委員、福島委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。本日の委員の出席状況ですが、使用者を代表する寺尾委員が欠席です。9名の委員のうち8名の委員の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○佐藤部会長 こんにちは。では、第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

今、金額審議に入っているところですが、前回、使用者側が901円、労働者側が905円の金額の御提示を頂いているところです。

それでは、北畑委員と西本委員との三者協議を10分程度させていただいた後に審議に入りたいと思いますので、会場の準備をお願いします。

では、10分間休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

今、三者協議をさせていただきました。現時点では、労働者側905円、使用者側は901円ということで、まだ隔たりがありますので、双方のお話を公益委員が聞かせていただきたいと思います。まず、使用者側と公益で協議をさせていただきます。その間、労働者側は労働者側で協議をしてください。その後、公益と労働者側で協議をさせていただきますので、その間は使用者側で協議をしてください。

それでは、どれぐらい時間が必要ですか。

○西本委員 15分くらいです。

○佐藤部会長 では、15分ずつ協議をさせていただきます。

会場の準備をお願いします。では、休会します。

〔公益・使用者側協議〕

〔公益・労働者側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

公益委員が使用者側委員、労働者側委員からそれぞれ意見を聞かせていただきました。今後は労働者側、使用者側で協議していただいて、合意をしていただければと思います。合意に至らなかった場合についてですが、中立の立場である公益委員としては、真ん中の額を示させていただくということになろうかと思っておりますので、両方で納得いく金額に至っていただければと思います。

それでは、労使での協議に移りたいと思います。会場の準備をお願いします。

特に時間は定めませんので、終わり次第ということで、休会します。

[労働者側・使用者側協議]

○佐藤部会長 再開します。

労使での協議の結果をお聞きしたいと思います。

○北畑委員 そうしますと、労働者側の提示額を、905円から引き下げる形で、902円を提示させていただきたいと思います。

当初905円ということで、申出書にありましており905円の85%の協定率の根拠などを用いて905円という形でお示しをさせていただきました。とはいえ、やはり今のこの各種商品小売業を取り巻く状況ですとか、それぞれ具体的な事業所の状況などを労使の協議の中で伺ったところ、大変厳しい状況を改めて確認させていただくことができました。労働者側としては、様々な指標を基にすると、1円だけでも何とか積んでいただきたいということをお願いさせていただいたところ、御理解を頂け902円で英断を頂けるということになりました。これをもって全会一致を目指した結果を望むものです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。続いて使用者側、お願いします。

○西本委員 協議の中で、この業種が大変厳しい状況にあるということをお話しさせていただきました。各種商品小売業最低賃金の場合は、ほかの産業別と違いまして、顔の見える議論とならざるを得ないので、そこについては公益委員の皆様にも、それから労働者側委員の皆様にもベースとしては理解いただけたと思っています。901円からということでしたが、歩み寄るということで、1円プラスの902円という提示をさせていただきました。寺尾委員は御欠席ですが、この金額で全会一致を目指すという話になりました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他の委員の方で、ほかに補足等がありますか。

(なし)

○佐藤部会長 今、労働者側、使用者側双方から902円という提示を頂きました。

公益委員は902円で、特に異論や質問等ないですか。

(なし)

○佐藤部会長 では、公・労・使の委員が902円で納得されたということですので、専門部会の結論としては902円ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、当専門部会といたしましては、鳥取県各種商品小売業最低賃金として、902円で全会一致ということで結審させていただきたいと思えます。

それでは、今後の手続について、説明をお願いします。

○片山賃金室長 ただ今の全会一致の結審を受けまして、これより部会報告を行っていただきます。

なお、例年の報告案には、効力発生日は法定どおりとして記載されておりますので、その旨作成することを御確認いただきたいと思えます。

それから具体的な日は、本日の配付資料に最短の効力発生予定日一覧をお示ししております。2ページの真ん中辺りを見ていただくと、本日10月16日が本審議会の答申日となり、かつ、答申要旨の公示日ということになりますので、異議申出がなかった場合の最短の改正発効予定日は、一番右側にあります12月15日金曜日となります。9月13日に開催されました第542回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが承認されておりますので、部会報告を行った後、この決定を最低賃金審議会の決定として、本日答申を行っていただきたいと思えます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について何か御質問等ありますでしょうか。

○河村委員 もう一度発効予定日の確認をさせてください。

○片山賃金室長 発効予定は12月15日金曜日になります。

○佐藤部会長 では、改正発効日は法定どおりとして専門部会報告案の作成をお願いします。

では、作成されるまで休会とします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 再開します。

鳥取地方最低賃金審議会の各種商品小売業最低賃金専門部会の報告書（案）の読上げをお願いします。

○市村賃金室長補佐 令和5年10月16日、鳥取地方最低賃金審議会会長佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年9月13日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県

各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして、
読上げを省略させていただきます。

別紙です。鳥取県各種商品小売業最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全
子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使
用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除
く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能
習得中のもの、（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間902円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手
当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページには、審議会経過概要、及び審議の経過を記載していますが、こちらも御覧
いただきまして御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の専門部会報告書（案）に関してよろしい
でしょうか。

（異議なし）

○佐藤部会長 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）から
（案）を消したものを報告書とします。

引き続き、今全会一致での議決となりましたので、局長宛の答申を行うことといたし
ます。

それでは、答申文案を配布して読み上げてください。

○市村賃金室長補佐 令和5年10月16日。鳥取労働局長平川雅浩殿。鳥取地方最低賃
金審議会会長佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和5年9月13日付け鳥労発基0913第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙です。鳥取県各種商品小売業最低賃金を次のとおり決定すること。

- 1、適用する地域、鳥取県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者、
 - （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの、
 - （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間902円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、この答申文（案）のとおり答申することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤部会長 では、答申文（案）から（案）を消したものを答申文とし、審議会長名で局長に答申をすることとします。

では、労働基準部長に答申文をお渡しすることとします。

〔部会長から部長へ答申文手交〕

○高橋労働基準部長 それでは、平川鳥取労働局長に代わりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、佐藤部会長から鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正について、全会一致の答申を頂きました。9月11日に第1回専門部会を開催させていただいてから、4回にわたり御審議を頂き、皆様方にはお忙しい中、本当にありがとうございました。事務局といたしましては、今後、発効に向けた事務手続を適正に行いますとともに、発効後につきましても、地域別最低賃金と同様に改正された特定最低賃金額の周知及び履行確保に努めてまいります。

改めまして、各委員の皆様方の御苦勞に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

した。

○佐藤部会長 ありがとうございます。議事の1の金額審議についてはお手元にある答申文のとおりとなりました。どうもありがとうございました。

では次、その他、今後の日程等について事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 ただ今答申が行われましたので、最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から10月31日までの15日間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受付けます。この間、異議の申出がなかった場合には、審議会としての審議は終了いたします。事務局での官報公示のための事務処理を行いますと、11月15日が官報公示予定日となり、30日経過しました12月15日が効力発効の予定の日となります。

一方、異議の申出があった場合は、審議会を開催して御審議いただくこととなります。この場合、改めて日程を調整の上で審議会を開催して御審議いただいた後、官報公示の手続後に発効ということになります。

なお、本日出席しておられない本審委員の皆様には、本日の部会報告及び答申を専門部会の資料とともに郵送をもって報告させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に関しまして質問等がありますか。

(なし)

○佐藤部会長 それでは、7月31日に局長から必要性の有無の諮問をなされてから本日まで、必要性の有無及び金額改正の審議を重ねることにより、労使の話し合いにおいて全会一致という結審に至ることができました。皆様の御努力と、あと審議会の運営に協力いただいたお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今年度の各種商品小売業最低賃金専門部会はこれにて終了となります。どうもありがとうございました。